

栃木県障害福祉計画(第5期計画)及び栃木県障害児福祉計画の策定について

29年3月/栃木県保健福祉部障害福祉課

計画の策定方針(案)

- 障害福祉計画と障害児福祉計画を一体として策定する。
- 栃木県自立支援協議会において協議しながら、計画案を作成する。
- 上記案について、栃木県障害者施策推進審議会に諮り、意見を聴取する。
※適宜、協議会の議論の内容を審議会に提供する。又、必要に応じて審議会を開催する。
- 県・市町計画の整合性を図るため、障害保健福祉圏域ごとに県と市町で意見交換を行う。

策定スケジュール(案)

- 平成29年3月 施策推進審議会、自立支援協議会
・策定方針について
- 平成29年夏頃 自立支援協議会
・目標値や、課題とその解決の方向性について
- 平成29年秋頃 自立支援協議会
・計画素案について
- 平成29年冬頃
・パブリック・コメント実施
- 平成30年 自立支援協議会、施策推進審議会
・計画案について
- 平成30年3月末 決定・公表

次期計画(障害福祉計画及び障害児福祉計画)の策定
計画期間 平成30～32年度

●障害福祉計画(第5期計画)

- (障害者総合支援法第89条)
- ・障害福祉サービス等の必要量の見込み
 - ・見込量確保のための方策 等

→障害福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を図り、制度の円滑な実施を確保

●障害児福祉計画(新規)

- (H28児童福祉法改正により追加)
- ・障害児のサービス等の必要量の見込み
 - ・見込量確保のための方策 等

→障害児に係るサービスの提供体制の計画的な整備を図り、制度の円滑な実施を確保

- ・栃木県障害者施策推進審議会の意見を聴かなければならない(障害者基本法)
- ・栃木県自立支援協議会の意見を聞くよう努めなければならない(障害者総合支援法)

検討体制

■栃木県障害者施策推進審議会

- (障害者基本法第36条)
- ・障害者計画策定への意見
 - ・障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議

■栃木県自立支援協議会

- (障害者総合支援法第89条の3)
- ・関係機関による課題の共有、連携の緊密化
 - ・地域の実情に応じた支援体制の整備を協議

障害者総合支援法に基づく基本指針
児童福祉法に基づく基本指針

- ・社会保障審議会障害者部会で検討中
- ・両基本指針は、一体のものとして平成29年3月末までに厚生労働省が告示予定
- ※ 基本指針案の概要は別紙参照

計画は厚生労働省が策定する基本指針に即して策定

- ・発達障害者支援地域協議会
- ・地方精神保健福祉審議会

※ 議論の整合性を図る